

八千代市事業用設備等脱炭素化促進事業補助金交付実施要領

制定 令和8年3月31日

(趣旨)

第1条 この要領は、原油価格や電気料金などエネルギー価格の高騰の影響を受ける事業者の経済的な負担軽減を図るため、省エネルギーに資する設備を導入する事業者に対し、事業用設備等脱炭素化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、八千代市補助金等交付規則（平成17年八千代市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

中小事業者等とは、次の各号に掲げる者であって、市内に事務所又は事業所を有するものとする。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の会社及び個人であって本条第2号から第4号までに規定する業種以外の業種に属する事業を営むもの。
- (2) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人であって、ゴム製品製造業（自動車又は航空機タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）を営むもの。
- (3) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を営むもの。
- (4) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人であって、旅館業を営むもの。
- (5) 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同

組合，森林組合，生産森林組合，森林組合連合会，消費生活協同組合，消費生活協同組合連合会，協業組合であって事業を営むもの。

(6) 医業を主たる事業とする法人または個人であって，常時使用する従業員の数が300人以下のもの。（本条第1号から第5号に掲げるものを除く。）

(7) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であって，常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人，卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの。

(8) 本条第1号から第7号に掲げるもののほか中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第8号の規定による法人又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二に該当する法人，農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（従業員数が300人以下である者に限る。）であること。

(9) その他，本条第1号から第8号に類する者として市長が適当と認めるもの。

（補助金の交付対象）

第3条 この要領において，補助の対象となる中小事業者等が，次の各号に掲げる未使用の補助対象設備を各法令に準拠し導入する事業とする。

- (1) 高効率空調設備
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 電気自動車
- (4) 充放電設備等
- (5) LED照明器具

2 補助対象設備の要件は別表1のとおりとする。

（補助対象者）

第4条 補助金は，補助の対象となる事業（以下，「補助事業」という。）を実施する中小事業者等に対して交付するものとする。ただし，この補助金の申請を行う前に補助対象設備の設置工事に着工した者には，補助金を交付しない。また，別表2の補助対象者の要件を満たすこととする。

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は補助事業を実施する者が負担した設置費等のうち別表3に示すものとし、補助金の額は別表4のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額とする。

3 補助金の交付は、一の事務所又は事業所に1回に限り交付する。

(交付申請書等)

第6条 規則第3条第1項の交付申請書は、八千代市事業用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第1号様式)とする。

2 前項の交付申請書には、別表5及び別表6に掲げる書類を添付しなければならない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定の通知を受けた日に係る年度の2月末日(同日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)までに補助事業が完了すること。

(決定通知)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定の通知は、八千代市事業用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定(却下)通知書(第2号様式)により行うものとする。

(事業変更承認申請書等)

第9条 第7条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、八千代市事業用設備等脱炭素化促進事業補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)を速やかに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、審査の上、速やかに承認の

可否を決定し、その旨を八千代市事業用設備等脱炭素化促進事業補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告書等）

第10条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、八千代市事業用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（第5号様式）とする。

2 前項の報告書には、別表7及び別表8に掲げる書類を添付しなければならない。

（確定通知）

第11条 規則第13条の規定による交付すべき補助金の額の確定通知は、八千代市事業用設備等脱炭素化促進事業補助金交付額確定通知書（第6号様式）により行うものとする。

（交付請求書）

第12条 規則第15条の交付請求書は、八千代市事業用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（第7号様式）とする。

（手続の代行）

第13条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けるための手続について、代行者を選任し、手続を代行させることができる。

2 前項の規定により、代行者を選任し、手続を代行させる場合は、手続代行届出書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

（財産の管理）

第14条 この要領に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても注意をもって適正な管理に努めなければならない。

（処分の制限）

第15条 この要領に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、八千代市事業用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書（第9号様式）により市長の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項で定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、別表9のとおりとする。

3 市長は、第1項による承認申請書が提出されたときは、審査の上、速やか

に承認の可否を決定し、その旨を八千代市事業用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認（不承認）通知書（第10号様式）により通知するものとする。

4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による承認通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金の額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。）を返還しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金の額の全部又は一部を免除することができる。

（決定取消通知）

第16条 市長は、規則第17条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消しの通知は、八千代市事業用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書（第11号様式）により行うものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（協力の義務）

第18条 この要領に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

（その他）

第19条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月15日から施行する。

この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

ただし、第14条から第18条までの規定は、同日後においてもなおその効力を有する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

ただし、第14条から第18条までの規定は、同日後においてもなおその効力を有する。

別表 1 (第 3 条) 補助対象設備の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
高効率空調設備	<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める以下の品目ごとの判断の基準を満たすもの。</p> <p>ア エアコンディショナー</p> <p>イ ガスヒートポンプ式冷暖房機</p> <p>ウ 公共工事に係る資材として分類される品目のうち空調用機器</p> <p>既存の空調設備からの入替えであること</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和 5 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているものであること。</p>
電気自動車	<p>電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 四輪のものに限る。 (2) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したものであること。 (3) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。 (4) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (5) 補助対象となる電気自動車は下記のア～ウのいずれかを満たすものであること。

	<p>ア 国が令和 5 年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p> <p>イ 国が令和 5 年度以降に実施する補助事業において一般財団法人環境優良車普及機構により補助対象とされている商用車等であること。</p> <p>ウ 国が令和 5 年度以降に実施する補助事業において公益財団法人日本自動車輸送技術協会により補助対象とされている商用車等であること。</p>
充放電設備等	電気自動車から建物又は家電機器等へ電気を供給できる設備のうち、国が令和 5 年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。
L E D 照明器具	<p>(1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 0 号）第 6 条第 1 項に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める判断の基準を満たすもの</p> <p>(2) 既存の照明器具からの交換であること。ただし、L E D 照明から L E D 照明への交換でないこと</p>

別表 2（第 4 条） 補助対象者の要件

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
第 3 条第 1 項に掲げる全ての補助対象設備	<p>(1) 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む中小事業者等であること。ただし、リース契約におけるリース事業者についてはこの限りではない。</p> <p>(2) 代表者、役員その他の事業者の経営に実質的に関与している者が八千代市暴力団排除条例（平成 2 4 年八千代市条例第 2 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。</p> <p>(3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした事業者等でないこと。</p> <p>(4) 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれがないこと。</p> <p>(5) 設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を</p>

	<p>含む。)で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。)</p> <p>(6) 補助事業をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。なお、リース契約については、次のいずれかを満たすことを要件とする。</p> <p>ア リース期間が第15条第2項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。</p> <p>イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が設備を購入する契約となっていること。</p> <p>(7) 補助対象者の要件を満たす者が複数いる場合は、全ての者から補助金申請に係る権限を委任されていること。</p> <p>(8) 交付申請書等を提出する日までに、市内で事業を実施していること。</p> <p>(9) 実績報告時書等を提出する日までに、補助対象設備を導入していること。</p> <p>(10) 2月末日（同日が本市の閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までに市への実績報告が完了すること。</p> <p>(11) 法人の場合、法人市民税。個人事業主の場合、居住している市区町村の市民税を滞納していないこと。</p>
--	--

別表3（第5条） 補助対象経費

補助対象設備の種類	補助対象経費
高効率空調設備	<p>(1) 高効率空調設備本体購入費</p> <p>(2) 高効率空調設備導入に必要な部材購入費</p> <p>(3) 設置工事費(既存設備の撤去費及び処分費、導入設備の運搬費用等を含む)</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>(1) 設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）</p>

	(2) 付属品（計測・表示装置，キュービクル等）の購入費 (3) 工事費（据付・配線工事等，既存設備の撤去費及び処分費，導入設備の運搬費用等を含む）
電気自動車	電気自動車本体の購入費
充放電設備等	充放電設備本体の購入費
L E D 照明器具	(1) L E D 照明器具本体購入費 (2) L E D 照明器具設置に必要な部材購入費 (3) 設置工事費（既存設備の撤去費及び処分費，導入設備の運搬費用等を含む）

別表 4（第 5 条） 補助金の額

補助対象設備の種類	補助金の額
高効率空調設備	補助対象経費の 1 / 3 または 3 0 万円の低いほうの額。
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象経費の 1 / 3 または 2 0 万円の低いほうの額。
電気自動車	充放電設備を併設する場合は， 1 5 万円。
	充放電設備を併設しない場合は， 1 0 万円。
充放電設備等	補助対象経費の 1 / 3 または 2 5 万円の低いほうの額。
L E D 照明器具	補助対象経費の 1 / 3 または 3 0 万円の低いほうの額。

補助対象経費が補助金の額に満たない場合にはその額とし，補助金の額に 1，0 0 0 円未満の端数が生じるときは，これを切り捨てた額とする。

別表 5（第 6 条） 交付申請書の添付書類（共通して必要となるもの）

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
第 3 条第 1 項に掲げる全ての補助対象設備	(1) 補助対象設備の概要（第 1 号様式 別紙 1） (2) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては，リース事業者が購入す

	<p>る設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し)</p> <p>(3) 貸与料金の算定根拠明細書（第1号様式 別紙2）</p> <p>※1 補助対象設備の導入をリースで行う場合に限り必要。</p> <p>(4) 法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し※2</p> <p>※2 補助事業を実施する者が法人である場合に限り必要。</p> <p>(5) 事業所等の建物が第三者の所有又は共有である場合，八千代市事業用設備等脱炭素化促進事業補助金に係る同意書（第1号様式 別紙3）</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
--	--

別表6（第6条） 交付申請書の添付書類（補助対象設備ごとに必要となるもの）

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高効率空調設備 ・ 定置用リチウムイオン蓄電システム ・ LED照明器具 	<p>(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し</p> <p>(2) 補助対象設備の設置予定図面</p> <p>(3) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真</p>
電気自動車	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
充放電設備等	<p>(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し</p> <p>(2) 補助対象設備の設置予定図面</p> <p>(3) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真</p> <p>※該当がない場合(2)・(3)の提出は不要。</p>

別表7（第10条） 実績報告書の添付書類（共通して必要となるもの）

補助対象設備の種類	実績報告書の添付書類
第3条第1項に掲げる全ての補助対象設備	<p>(1) 補助対象設備の概要（第5号様式 別紙）</p> <p>(2) 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書</p>

	<p>類・内訳書の写し※ 1</p> <p>※ 1 補助対象設備の導入をリースで行う場合は不要。</p> <p>(3) 住民票の写し※ 2</p> <p>※ 2 補助事業を実施する者が個人である場合に限り必要。</p> <p>(4) 市区町村に納付すべき納税証明書の写し，又は非課税証明書</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
--	--

別表 8（第 10 条） 実績報告書の添付書類（補助対象設備ごとに必要となるもの）

補助対象設備の種類	実績報告書の添付書類
高効率空調設備	<p>(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真</p> <p>(2) 補助対象設備が未使用品（保証書，納品書，出荷証明書等）であることを確認できる書類の写し</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真</p> <p>(2) 補助対象設備が未使用品（保証書，納品書，出荷証明書等）であることを確認できる書類の写し</p>
電気自動車	<p>(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（保管場所において撮影した写真）</p> <p>(2) 自動車検査証記録事項の写し</p> <p>(3) 別表 4 において，充放電設備を併設する場合は，充放電設備を設置していることを証する書類</p>
充放電設備等	<p>(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真</p> <p>(2) 補助対象設備が未使用品（保証書，納品書，出荷証明書等）であることを確認できる書類の写し</p>
LED照明器具	<p>(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真</p> <p>(2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類（保証書，納品書，出荷証明書等）の写し</p>

別表 9 (第 15 条) 財産処分制限期間

補助対象設備の種類	財産処分制限期間
高効率空調設備	13年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
電気自動車	4年
充放電設備等	5年
LED照明器具	8年